

# 新宿区教育委員会会議録

## 令和8年第1回定例会

令和8年1月9日

新宿区教育委員会

令和8年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和8年1月9日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時32分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美 規 子	委 員	津 田 晃 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中央図書館長	山 本 秀 樹
教育調整課長	徳 永 創	教育指導課長	坂 元 竜 二
主任指導主事	北 中 啓 勝	統括指導主事	池 田 知
教育支援課長	菊 地 ゆ み	統括指導主事	辻 慎 二
学校運営課長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第1号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第2号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第5号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

### 報告

- 1 令和7年度第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和8年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、津田委員にお願いいたします。

○津田委員 かしこまりました。

---

◎ 第1号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第2号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第5号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第2号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第5号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第1号議案から日程第4 第4号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第5 第5号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第1号議案から第4号議案の説明を、教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 では、まず議案概要を御覧いただければと存じます。

今回お諮りしております第1号議案から第4号議案までは、全て、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正による子育て部分休暇の新設に伴う、新宿区教育委員会規則の改正でございます。

最初に、「第1号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

第1号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。第2条が教育長への委任を定めたものでございますところ、幼稚園教育職員の子育て部分休暇の承認を、ここに追加いたします。

次に、附則でございます。

この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第1号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第2号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

第2号議案を御覧ください。こちら8枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

主な改正事項としては、新旧対照表の2ページ目、第30条の2の2として、子育て部分休暇に関する規定を新設するものでございます。

まず、第30条の2の2第1項では、子育て部分休暇に係る申出について、第2項では、条例において教育委員会規則で定めるとされた子の要件について規定してございます。

3ページ目の第3項では、第1項の規定による申出の内容の変更について、第4項では申請について、第5項から次のページの第8項では、子育て部分休暇に係る承認の時間の単位や範囲について規定しております。

4ページ目の第9項では、証明書の提出について、第10項では申請などの方法について規定しており、5ページ目の第11項から第13項では、承認することができない場合や承認の取消し等について、第14項では、子の養育状況に変更が生じた際の届出について規定しているところでございます。

その他の改正部分につきましては、子育て部分休暇の導入に伴う規定の整備でございます。

さらに、おめくりいただきますと、今回の子育て部分休暇の導入に当たって新設する子育て部分休暇簿の様式をおつけしてございます。

新旧対照表の6ページ目を開けていただきますと、附則がございます。施行期日についてです。

この規則は、令和8年4月1日から施行いたしますが、次項の準備行為に係る規定は、公布の日から施行いたします。この準備行為の規定でございますが、子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行日前においても行うことができるといったものでございます。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案1ページ目にお戻りいただきまして、第2号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

第3号議案を御覧いただき、5枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

この議案は様式の整備でございます。さらに2枚おめくりいただきますと、一番上、表頭のところに(二)とあるものですが、子育て部分休暇に係る給与減額整理簿を新設いたします。また、1枚戻っていただくと、表頭に(一)とございますが、従来からありました子育て部分休暇以外の事由による給与減額整理簿につきまして、押印の廃止、それから人事担当における事務処理欄、注意書きの整備を行っております。

そこから2枚おめくりいただくと、旧様式がございます。

3枚戻っていただき、新旧対照表の1ページ目に附則がございます。

この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由でございます。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

それでは、第4号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

新旧対照表の1ページ目、欠勤等日数を定めております第5条を御覧ください。

第13号として、子育て部分休暇により勤務しない時間を、勤勉手当の支給割合の算定の際、加算するものでございます。その余の改正箇所についても、子育て部分休暇の新設を反映したのになってございます。

次に、附則でございますが、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第4号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりましたので、順に質疑してまいります。

初めに、第1号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第1号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第3号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第4号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第5号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきますと、臨時代理の概要等を記載したものがございます。

本来、補正予算案など区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議いただく事案ではございますが、さきの令和7年第3回区議会臨時会に提出されました令和7年度新宿区一般会計補正予算（第10号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算（案）の内容に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今回の補正予算の概要がございます。今回補正を行いましたのは、全部で3事業でございます。事業概要を説明してまいります。

第6項幼稚園費、第2目幼稚園振興費、事業名、施設型給付。

補正予算額は40万円の増で、補正後の予算額は2億3,520万6,000円です。こちらは物価高騰対策として、公定価格における運営継続支援臨時加算の創設に伴う経費を計上するものです。

なお、本事業は国庫負担金、都負担金、都補助金を活用することから、歳入についても併せて計上いたします。

次に、事業名、私立幼稚園緊急助成です。

補正予算額は3万5,000円の増で、補正後の予算額は12万9,000円です。こちらは、物価高騰対策として実施している私立幼稚園に対する食材料費等の補助の期間延長に伴い、経費を計上するものです。

なお、本事業は、都補助金を活用することから、歳入についても併せて計上いたします。

次に、事業名、私立幼稚園物価高騰特別助成です。

補正予算額は968万1,000円の皆増で、補正後の予算額は同額の968万1,000円です。こちらは物価高騰対策として、私立幼稚園の事業継続を支援するための経費を計上するものです。

以上、補正後の教育費は全体で209億8,713万9,000円です。

なお、今回、私立幼稚園物価高騰特別助成に係る参考資料をおつけしてございますので、学校運営課長から御説明いたします。

○**学校運営課長** それでは、私立幼稚園物価高騰特別助成について御説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、1の事業内容でございます。

物価高騰が施設運営に影響を与える状況を踏まえまして、私立幼稚園の事業継続に係る費用として、私立幼稚園物価高騰特別助成の実施により支援を行うものでございます。

2の補助対象期間でございます。

令和7年度中の運営費を対象といたします。

3の補助対象でございます。

こちらは、区内の私立幼稚園9園でございます。

4の補正予算額につきましては、968万1,000円でございます。

5の積算方法でございます。

東京都の私立学校経常費補助金の補助単価を参考に、物価高騰率として2025年上半期の消費者物価指数の平均2.96%を乗じた額で積算をしているものでございます。

6の今後のスケジュールでございますが、こちらは記載のとおりでございますが、各私立幼稚園のほう御案内しまして、準備が整い次第随時支援を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○**教育調整課長** それでは、一番最初のページにお戻りいただきまして、第5号議案の提案理由でございます。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、

教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長 説明が終わりました。第5号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願  
いたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 第5号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告1 令和7年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨につい  
て

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いたします。

○次長 それでは、報告の1になります。令和7年第4回新宿区議会定例会における代表質問  
等答弁要旨を御覧いただければと思います。

まず、I立憲民主党・無所属クラブ、山口議員からの代表質問です。

1、子どもの安全と日本版DBS制度についてです。

質問の2段落目、特定免許状失効者等に関するデータベースの活用状況について、区教育  
委員会としての取組を伺うという質問です。

答弁です。1行目になります。

教育委員会では、すでに令和5年度から区立幼稚園の正規教員及び区立学校の学習指導支  
援員等の任用の際に当該データベースを検索・閲覧し、過去に性暴力等で教員免許状が失効  
等となっていないかの確認を行っている」と答弁してございます。

次に、小野議員からの一般質問です。

1、小学1年生のプレクラス制度についてです。

2行目の真ん中ほど、教育委員会はこうした制度についてどのような所見をお持ちか伺う  
という質問です。

答弁です。下から2行目になります。

現時点でプレクラス制度の導入については考えていないが、今後も他地区の状況を注視していくと答えてございます。

2の教育費用の負担軽減についてでございます。

下から2行目、教育費用における保護者の負担軽減についての考えを伺う。また、制服、学用品及び修学旅行の無償化についての所見を伺うという質問です。

答弁は1行目になります。

区立学校では、PTAが中心となって制服等のリユース活動に取り組んでおり、保護者の経済的負担の軽減に寄与していると認識している。このため、制服や学用品専門のフリーマーケットサイトの取組を行うことは考えていない。

2ページを御覧いただきまして、上から3行目になります。

教育委員会では、経済的事由により就学困難な児童・生徒の保護者には、入学準備金、学用品費、修学旅行費等を就学援助で支給し、義務教育が円滑に受けられるよう支援している。このため、制服等の無償化については考えていないと答弁してございます。

次に、IV自民・参政クラブになります。代表質問、大門議員です。

1、令和8年度予算編成についてです。

(1) 私立幼稚園の現場を支える人材を確保・育成するために、幼児教育推進補助金拡充等による宿舍借上げ支援制度を創設する必要があると考えるが、所見を伺うという質問です。

答弁は、1行目でございます。

教育委員会では、各園の実情に応じて活用できる「幼児教育推進補助制度」を設けており、教育の質の向上を図るための教職員の人材確保について対応しているところである。

引き続き、特別区長会及び特別区教育長会を通じて、国や都に対し、補助対象の拡大を強く要望していくと答えてございます。

(2) になります。学校が定める登校時間より前に校門を開放し、児童がそれぞれの教室に入室するまでの時間を安全に過ごすことができるよう支援することについて、教育委員会の所見を伺うという質問です。

答弁は、3ページ目を御覧ください。上から2行目になります。

早朝に短時間の就労となる人材の確保ができるか、利用児童はどの程度いるか、教員への負担や新たな課題は生じないかなど、検証を要する事項もあることから、少数校でのモデル実施から始めたいと考えている。

今後は、実施校の選定や運営事業者の確保をはじめ、事前登録や保護者の付き添いの有無

などの具体的実施方法の検討も進め、令和8年4月からのモデル事業開始を目指していくと答えてございます。

次に、2、情報教育についてでございます。

(1) 学校教育にもデータや情報をうまく活用しながら身近な問題を解決する情報活用能力の育成が求められている。教育委員会では、各学校での情報教育への取り組み方やその支援についてどのように進めているか伺うという質問です。

答弁は1行目です。

教育委員会では、「新宿区版GIGAスクール構想の実現を目指して」の中で、児童・生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成について示している。

各学校では、情報を収集・整理・分析してまとめ・発信すること、個人情報などを適切に扱うこと、生成AIの基本的な仕組みを理解することなどを児童・生徒の実態に応じて指導している。

各学校への支援については、学校が作成する「ICT活用推進計画」を基に行っていると答えてございます。

(2) になります。教員自身が生成AIをどのように校務や学習活動に活用できるか組織的に支援するための方針が必要ではないか。また、学校現場に生成AIの適切な利活用を行える環境を創っていただきたいと考えるが、所見はいかがかという質問です。

答弁は、1行目になります。

教員自身が生成AIの利便性や懸念点を理解し、具体的な活用例を学んだり共有することで、生成AIの適切な利活用を図られることが大切だと考えている。現状では、方針を策定する予定はないが、引き続き研修会等を実施し、教員の生成AIに関する理解の醸成を図っていくと答えてございます。

次に、(3) デジタル教科書の導入について、一気にデジタル化へ転換するのではなく、紙の教科書とデジタル化された教科書のハイブリッドも考えられるが、所見を伺うという質問です。

答弁は、1行目です。

デジタル教科書の導入に際しての懸念として、長時間、画面を視聴することによる姿勢の悪化や、視力の低下などの健康への影響が挙げられる。一方、利点として、ルビふりや読み上げ機能があることや、動画や音声を視聴することができ、多様な児童・生徒の興味・関心を高めることができると認識している。

今後、教育委員会では、デジタルと紙の教科書の良さを踏まえつつ、デジタル教科書の導入については、国や東京都の動向を注視していくと答えてございます。

次に、4ページにまいりまして、一般質問、青木議員の質問でございます。

1、学校給食での牛乳提供についてでございます。

(1) 年間何日程度牛乳を提供し、米飯と和食中心の献立の日であっても、一律に牛乳をセットで提供しているのか伺う。

牛乳の飲み残し・廃棄量をどのように把握しているのか、また牛乳アレルギーや乳糖不耐症など、健康上の理由で牛乳を飲めない児童・生徒数の把握状況と、牛乳を飲むと不調になる児童・生徒に対しての学校現場からの声について伺うとの質問です。

答弁です。

教育委員会では、子どもたちが必要な栄養素を摂取できるよう、献立にかかわらず原則として牛乳を提供している。

各区立学校での飲み残しや廃棄量は把握していないが、当日欠席の児童・生徒分が余剰になるものと認識している。

牛乳アレルギーや乳糖不耐症など、健康上の理由で牛乳が飲めない児童・生徒については、把握していないが、牛乳・乳製品のアレルギーのある児童・生徒数は、令和7年5月1日現在115名で、全体の0.89%である。

なお、牛乳を飲むと不調になる児童・生徒に対しては、保護者からの申出を受け、各区立学校において牛乳の提供を停止していると答えてございます。

(2) です。牛乳の必要性・栄養学的根拠について、牛乳を前提としない形でカルシウム等の必要量を満たす献立の可能性について、栄養士など専門家と検討したことはあるのか。また、牛乳脂肪の取り過ぎなどについての見解を伺うという質問です。

答弁です。

学校給食実施基準では、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であり、カルシウム摂取に効果的である牛乳等についての使用に配慮することとされており、牛乳脂肪の取り過ぎについての記載はないと答えてございます。

(3) です。牛乳との相性がよくないと感じられる日について、牛乳提供日数を減らしたり、小魚・豆製品などに切り替えたりすることはいかがか。また、牛乳提供の選択制や提供日数の見直しについて、児童・生徒・保護者・学校関係者へのアンケート等で意向を把握する考えがあるか伺うという質問です。

答弁です。

現状では、牛乳が他の食材に比べてカルシウムの含有量と吸収率に優れていることから、和食を中心とした献立に際しても引き続き牛乳を提供することで、栄養バランスの取れた給食としていく必要がある。

また、牛乳の選択制や提供日数に関する保護者への意向確認については、現在、保護者の申し出に基づく提供停止の対応を行っていることから、アンケート等を実施する考えはないと答えてございます。

(4) 食育の基本方針において、和食の価値や日本の伝統的な食文化をどのように位置づけているのか、また、多様な子どもの体質・価値観に配慮した給食の在り方を検討していく考えがあるか伺うという質問です。

答弁です。

各区立学校・園では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」に基づき、食育全体計画の作成や見直しを行い、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた系統性ある食育を推進している。

学校給食においては、和食の献立も含めて栄養バランスの取れた給食を提供する必要があるため、牛乳の提供が欠かせないが、今後も季節の献立の作成など各区立学校で工夫を凝らし、和食に親しむ機会を設けると答えてございます。

V 新宿区議会公明党の代表質問、時光議員からの質問になります。

1、子ども施策について。

(1) の質問です。令和7年第一回定例会代表質問で質問をさせていただいた「朝の居場所づくり」における全校一律の対応について、検討状況を伺う。

文教子ども家庭委員会の地方都市視察において、朝の小一の壁対策を先行的に実施している大阪府豊中市を訪問した。教育委員会も同行視察を行っているが、視察の際に気づきがあれば伺う。また、「朝の小一の壁」対策の今後についてどのようにお考えか伺うという質問です。

答弁です。

11月5日の地方都市視察は、大阪府豊中市と新宿区との比較では、児童数の規模やまちの特性等に違いがあるが、利用登録者数や日々の児童利用数、利用児童の学年別比較といった通年の実績に関する情報のほか、従前から配置している立哨警備の受託事業者に見守り員の配置も委託して、人員確保をしていること、ケガ防止や近隣への騒音対策のため静かに過

すことを原則としていることなど、区として想定・検討する上で参考となるものだったと報告を受けた。

今後は、実施校の選定や運営事業者の確保をはじめ、事前登録や保護者の付き添いの有無などの具体の実施方法の検討も進め、令和8年4月からのモデル事業開始を目指していくと答えてございます。

(2)です。自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、開設時期と開設校の検討状況について伺うという質問です。

答弁です。

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向け、対象となる児童・生徒数の調査を行うとともに、開設候補の学校について、教室の利用状況確認や改修工事の内容等の検討を行った。

これらの検討を踏まえ、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるスペースを確保し、様々な地域から通学ができることを考慮し、令和9年4月に小学校1校、中学校1校に開設する予定である。

引き続き、小・中学校校長会との情報共有を行い、新宿区の実情に適した自閉症・情緒障害特別支援学級の開設準備を進めていくと答えてございます。

木もと議員からの一般質問です。

1、牛込第一中学校の建替えと今後の施設更新についてです。

(1) 現牛込第一中学校校舎において、プールの解体作業が開始しているが、現在の進捗状況と来年度以降における水泳授業の展望を伺うとの質問です。

答弁です。

牛込第一中学校のプール解体工事については、旧都立市谷商業高等学校の校舎解体工事と一体で実施しており、現在は付帯設備を含め解体工事に着手したところである。

来年度以降の水泳授業については、例年どおりの授業時数を確保できるよう、学校等と調整を進めていると答えてございます。

(2) 計画では中町図書館を中学校に併設する計画だが、新設の中町図書館をどのような図書館にしていくお考えか伺うという質問です。

答弁です。

新たな中町図書館は、区内で初めて学校に併設される地域図書館である。その利点を活かし、学校図書館との連携を強化するとともに、「学び」と「交流」ができる図書館にしていきたいと答えてございます。

(3) です。今後の学校施設更新について教育委員会はその様にお考えか伺う。

また、今後更新される公共施設等総合管理計画の策定にはどのように臨んでいくのかという質問です。

答弁です。

教育委員会では、学校施設の役割や機能等の特性を踏まえ、予防保全の観点から中長期修繕計画に基づく効果的な修繕を行うことで、施設の長寿命化を図っている。

今後、学校施設の築年数の経過に伴い老朽化が進行することも踏まえ、大規模改修を検討していく必要があると認識している。

今後の公共施設等総合管理計画の改訂に当たっては、区長部局と連携しながら検討していくと答えてございます。

VI 日本共産党新宿区議会議員団、代表質問、佐藤議員になります。

1、区長の政治姿勢と区民生活の支援について。

(1) になります。修学旅行費と学用品費について、他区で無償化している動きがあるが、新宿区でも補助してはどうか。また、教材の備品化について、新宿区では算数セットと彫刻セットを備品にしているが、裁縫道具も追加し、習字セットは筆以外を追加してはいかがかという質問です。

答弁です。

教育委員会では、経済的事由により就学困難な児童・生徒の保護者には、学用品費、修学旅行費、移動教室の費用等を就学援助で支給し、義務教育が円滑に進められるよう支援しているため、学用品費等の無償化については考えていない。

また、各学校では、算数セットや彫刻刀、国語辞典、漢和辞典等を備品化しており、必要な物品については、今後も各校の状況を踏まえ整備していくと答えてございます。

VII 新宿未来の会、代表質問、のづ議員の質問になります。

1、犯罪と刑罰に関する教育について。

カリキュラムなどの面で、実際に学校現場で具体的な犯罪と刑罰に関する教育を実施していくことは困難であるが、個々の教員が児童に対して教えていく意識は大切であると思われるが、見解を伺うという質問です。

答弁です。

各区立学校では、具体的な犯罪名や刑罰を羅列する指導は行わないが、法を守ることの重要性や、権利と義務のバランスを理解させることを重視し、児童・生徒が「なぜ法律がある

のか」「社会の秩序を守るために何が必要か」を主体的に考える学習を進めていると答えて  
ございます。

次に、一般質問、鈴木議員からの質問になります。

1、学校給食を取り巻く状況について。

(1) 自治体によって食材費の仕入れコストが異なるため、必ずしも上がり幅が高額だから  
良質であると言い切ることはできないが、これまでの給食費の単価上昇の推移や、今後の見  
通しについて、また、どういった観点で材料調達に当たられているか伺うという質問です。

答弁です。

今後の単価設定についても、給食の質を担保できるよう区と連携し、消費者物価指数の動  
向等を注視しながら、適切な単価を設定していくよう取り組んでいく。

また、食材調達においては、栄養価の高い旬の食材を取り入れるなど、児童・生徒がさま  
ざまな食材を知り、食への理解を深める観点で調達し、おいしい給食を提供するための取組  
を続けていくと答えてございます。

(2) 新宿区では、平成26年度をもって、全校で区立学校の調理業務委託化を完了している。  
事業者における調理員の人材確保や労務単価の上昇についての現状はどのように把握されて  
いるのか。

調理業務の委託事業者に対し、事業者の人件費などに係る労務契約についての確認はどの  
ように行われ、人材確保についての今後の課題と、栄養士の配置の現状についても伺う。

また、学校給食の食品ロスを削減するために取り組まれていることをご教示願うという質  
問です。

答弁です。

労務単価の上昇については、区は新宿区公契約条例に基づき、労働報酬下限額を上回る賃  
金の支払いを義務づけている。また、適正な履行と品質の確保についても十分に考慮するよ  
う事業者に指導している。

栄養士は、東京都の基準により2校に1名の割合で配置されるため、区として会計年度任  
用職員を採用することで、全区立学校に配置している。

学校給食の食品ロスを削減する取組について、区立学校では児童・生徒の喫食状況を踏ま  
え、食材の選び方や切り方、調理行程に工夫を凝らすことで、食べ残しが出にくい献立を作  
成し、食品ロスの削減に努めていると答えてございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。報告の1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問などないようですので、討論及び質疑を終了します。

---

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会します。

ありがとうございました。

---

午後 2時32分閉会